

船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案について

1. 背景

1974年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）では、船舶の安全管理を目的として、船舶の航行の安全確保をするため当該船舶及び当該船舶を管理する船舶所有者の事務所において行われるべき安全管理に関する事項について安全管理手引書を作成し、船舶内に備え置くこと（以下、「ISMコード」といいます。）が規定されており、国際航海に従事する旅客船及び国際航海に従事する総トン数500トン以上の旅客船以外の船舶に義務付けられています。

このISMコードの適用を判断する総トン数は、原則として1969年の船舶のトン数の測度に関する国際条約（以下「国際総トン数条約」といいます。）に基づく総トン数（以下「国際総トン数」といいます。）を用いることとされていますが、これまで一定の現存船については、各締約国の判断により、国際トン数条約が発効する以前に効力を有していた各締約国の国内トン数測度規則に基づき測度された総トン数を、当該船舶の総トン数とする経過措置を規定することが認められてきました。

しかしながら、平成18年の第82回IMO海上安全委員会において、建造年月日にかかわらず、国際総トン数条約に基づく総トン数を用いることが合意され、平成22年1月1日より適用されることとなりました。

わが国では、船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）において、条約同様国際航海に従事する旅客船及び国際航海に従事する国際総トン数条約に基づく「船舶のトン数測度に関する法律」（昭和55年法律第40号）による国際総トン数500トンを超える旅客船以外の船舶に対して、安全管理手引書の備付けを義務付けております。

一方、経過措置を規定し、一定の現存船については従前の例によることができるようになりました。

そこで、今般IMO海上安全委員会の合意を履行するため、建造年月日にかかわらず、国際総トン数500トンを超える旅客船以外の船舶を安全管理手引書の備付け義務対象とするための所要の改正を予定しています。

2. 改正概要

安全管理手引書の備付け義務対象の判断に用いる総トン数についての経過措置を定めている以下の省令を改正し、建造年月日にかかわらず、国際総トン数500トンを超える旅客船以外の船舶を安全管理手引書の備付け義務対象とすることを予定しています。

- ① 船舶設備規程等の一部を改正する省令（昭和60年運輸省令第41号）
- ② 船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成6年運輸省令第33号）

3. スケジュール（予定）

公	布	平成21年12月下旬
施	行	平成22年1月1日